

# 第 1 1 回東村山市農業委員会

## 総会議事録

令和元年 1 1 月

## 第11回東村山市農業委員会総会議事録

令和元年11月25日（月）午後1時30分、第11回東村山市農業委員会総会が北庁舎1階第2会議室において招集された。

### 1. 出席委員

1番委員	江藤 保久	2番委員	肥沼 和夫
3番委員	町田 茂樹	4番委員	増田 勝義
5番委員	水木 一江	6番委員	久野 一彦
7番委員	近藤 進	8番委員	浅見 伊佐雄
9番委員	小山 定昭	10番委員	金子 邦雄
11番委員	鈴木 八百造	12番委員	比留間 富治
13番委員	小俣 寛一	14番委員	小山 俊雄

### 2. 事務局

地域創生部次長	新井 一寿		
事務局長	篠宮 雅登	課長補佐	高橋 正実
主任	小澤 俊介	書記	田中 あけみ

令和元年 第11回農業委員会総会

議長 みなさん、こんにちは。  
産業まつりご協力いただきありがとうございました。  
それでは只今より、第11回農業委員会総会を開催します。  
本日の署名委員は、11番鈴木委員と12番比留間委員です。  
それでは審議に入りたいと思います。  
議案第11-1号相続税納税猶予に関する適格者証明書の交付  
について事務局より説明をお願いします。

事務局 では、議案第11-1号相続税の納税猶予に関する適格者証明  
の交付について、1件説明いたします。

まず、届出人兼相続人は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■■、  
生年月日は昭和■■年■月■■日。被相続人は東村山市■■■■■■  
■■■■■■、■■■■■■。相続開始年月日は平成31年2月27日。  
被相続人の耕地農地は597㎡。特例を受ける農地は東村山市■  
■■■■■■■■■■■■■■■■で580.88㎡でございます。令和元年1  
1月18日に小山（定）委員、鈴木委員に現地調査していただき  
ました。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告  
をお願いします。

小山委員 畑はきれいに耕作されています。畑の一部分に物置が建ってい  
るので、この部分については農地から除くことで承諾を得ました。

鈴木委員 畑を囲っている植木があるのですが、植木の手入れもされてい  
て特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等は

ありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■氏は はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■■氏退室 —

議 長 議案第11-2号生産緑地買い取り申出に伴う農業の主たる従事者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11-2号生産緑地買取り申し出に伴う農業の主たる従事者証明について1件ご説明いたします。

まず、申請者は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■。買い取り申出理由は、従事者■■■■氏の死亡によるものです。従事日数・耕作状況は調書に記載してあるとおりです。なお、この買取り申出予定地については11月18日に小山（定）委員に現地確認をしていただきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

小山委員 筆境のはっきりしない所がありましたが、測量をするとのことでしたので、特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。  
なにかご意見等ありましたらお願いします。

～異議なしの声あり～

無いようですので、生産緑地買取り申し出に伴う農業の主たる従事者であることを決定いたします。

以上です。

議 長 議案第11-3号農地法第3条の規定による許可申請について2





整理された。現在は農地として使用しており、生産緑地に追加指定する意向。11月15日に町田委員、近藤委員に現地確認をしていただきました。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

町田委員 農地として使用していますが、石や灯籠などがあったため撤去をお願いしたところ、数日後には撤去してありましたので、問題はありません。

事務局 昨年、現況が農地である旨の農地の認定基準を定めており、この基準にそぐはない所はないと判断します。

議長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

異議等ございませんでしたので、現況が農地であると認定いたします。

議長 続きまして、報告第11-1号農地法第4条の転用届出に係る受理について事務局より報告をお願いします。

事務局 では4条転用について、2件報告いたします。

まず1件目、届出人が千葉県印西市■■■■■、■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で460㎡です。転用目的は共同住宅です。第一種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。令和元年11月12日に比留間委員に確認していただきました。

続きまして2件目、届出人が小金井市■■■■■■■■■■、■■■





が東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で1,349㎡です。転用目的は戸建住宅土地販売です。第一種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。令和元年11月5日に近藤委員に確認していただきました。

続きまして4件目、譲渡人が西東京市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。譲受人が埼玉県所沢市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で13㎡、同じく、■■■■■■■■■■、畑で13㎡、合計26㎡です。転用目的は道路です。第二種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。令和元年11月18日に鈴木委員に確認していただきました。

続きまして5件目、譲渡人が新宿区■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。譲受人が東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で110㎡です。転用目的は住宅用地です。第一種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。令和元年11月20日に近藤委員に確認していただきました。

続きまして6件目、譲渡人が東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。譲受人が港区■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で746㎡、同じく、■■■■■■■■■■、畑で6.03㎡、合計752.03㎡です。転用目的は戸建住宅建築販売です。第一種低層住居専用地域で、容積率80%建ぺい率40%です。令和元年11月20日に比留間委員に確認していただきました。

続きまして7件目、譲渡人が埼玉県所沢市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。譲受人が埼玉県所沢市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■。場所が■■■■■■■■■■、畑で742㎡、同じく、■■■■■■■■■■、畑で327㎡、合計1,069㎡です。転用目的は資材置場です。第一種低層住居専用地域で、容積率



以上です。

議 長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

議 長 続きまして農業委員会諸報告を事務局よりお願いします。

事務局 それでは農業委員会諸報告及び連絡事項に入らせて頂きます。

10月総会以降の会議等の報告、及び11月総会以降の会議等の  
予定につきまして報告致します。

－事務局より報告－

議 長 諸報告について何かご質問等はございますか。

無いようですので、以上をもちまして令和元年第11回東村山市  
農業委員会総会を終了いたします。

---

午後3時20分終了

---

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩

---

午後4時05分終了

---